

資料編

1 成果指標及び数値目標の一覧

(1) 第8期高松市高齢者保健福祉計画の成果指標

	指標名	内容
1	地域包括ケアシステムの構築に対する市民満足度	第6次高松市総合計画における市民満足度調査において、「満足」「やや満足」と回答した人の割合の合計
2	介護・支援を必要としていない高齢者の割合（自立高齢者率）	要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者の割合
3	介護・支援を必要としていない後期高齢者の割合（自立後期高齢者率）	要介護・要支援認定を受けていない75歳以上の後期高齢者の割合
4	生きがいがある高齢者の割合	計画策定の基礎調査である「高齢者の暮らしと介護に関するアンケート」において、「生きがいがある」と回答した高齢者の割合

(2) 施策ごとの数値目標

●基本目標 自分らしい生活と生きがいづくり

	施策	区分	内容
1	介護予防・重度化防止の推進	「フレイル予防講座」参加者数	「フレイル予防講座」の参加者数の合計(延べ人数・年度毎)
		要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率	要支援認定者(サービス利用者)が介護予防サービス計画の更新時に「維持」「改善」している人の割合(年度毎)
2	居場所づくりの推進	通いの場への参加者実人数	通いの場(居場所又は通所B)の参加者・利用者数の合計(実人数・年度毎)
		主観的健康感の維持向上率	居場所参加者に対し、年度始めと年度末に実施する調査において、主観的健康感(5段階評価)が維持又は改善した方の割合
3	健康づくりの推進	特定健康診査受診率	特定健康診査の受診率(年度毎)
		後期高齢者医療健康診査受診率	後期高齢者医療健康診査の受診率(年度毎)
4	社会参加・生きがいづくりの促進	多世代交流を実施している割合	居場所のうち、子どもとのふれあい加算の支給を受けている割合
		シルバー人材センター会員の就業実人数	シルバー人材センターの会員のうち、実際に就業した会員の割合(年度毎)
5	感染症予防対策の充実	高齢者の肺結核患者における喀痰塗沫陽性者の割合	65歳以上の肺結核患者のうち、感染力のある者の割合(年毎)

●基本目標 共に支え合い、つながる地域づくり

施策	区分	内容
1 在宅医療・介護連携の充実	多職種連携構築度評価平均得点	多職種連携研修等に参加している専門職による、地域の多職種連携構築度評価の平均得点(10点満点・年度毎)
	要介護者の在宅比率	在宅での要介護認定者の割合(毎年9月末日)
2 介護保険サービスの充実	第8期計画期間中の施設・居住サービスの整備率	第8期計画期間(R3~5)における、施設・居住サービスの整備見込量に対する達成割合(年度毎)
	介護サービス相談員派遣受入事業所数	介護サービス相談員派遣事業において、相談員を受け入れた事業所の数(年度毎)
	ケアプランの点検件数	給付費適正化主要5事業のうち、ケアプラン点検を行った件数(年度毎)
3 生活支援・見守り体制の充実	見守り協定締結事業者数	市・民児連・企業等の3者による「地域で支え合う見守り活動に関する協定」締結事業者数(累計)
4 認知症施策の推進	認知症初期集中支援チームの支援が医療や介護保険サービス等につながった割合	認知症初期集中支援チームが支援した者のうち、医療や介護保険サービス等の両方又は何かにつないだ者の割合(年度毎)
	認知症サポーター養成人数	認知症サポーター養成講座を受講し、サポーターとなった人数(累積)
5 地域包括支援センターの機能強化	総合相談支援件数	地域包括支援センター及び老人介護支援センターにおいて相談を受けた件数(年度毎)
	地域ケア小会議における、個別課題の検討件数	地域ケア小会議のうち、個別課題について検討した件数(年度毎)
6 包括的な相談支援体制の推進	地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数	地域コミュニティ協議会単位の地区のうち、地域福祉ネットワーク会議を設置し、地域の課題解決に向けた検討を行っている地区数(累計)
	アウトリーチ(地域で情報収集・個別訪問等)件数	まると福祉相談員が地域の会合出席、地域の拠点訪問、戸別訪問等を行った延べ件数
5 家族介護支援の推進	介護相談専用ダイヤルの相談件数	24時間365日受付の「たかまつ介護相談専用ダイヤル」相談件数(年度毎)

●基本目標 安心して暮らし続けられる環境づくり

施策	区分	内容
1 住まいの整備・充実	「住みやすさ」に対する市民満足度(70歳以上)	第6次高松市総合計画における市民満足度調査において、「住みよい」「まあまあ住みよい」と回答した方の割合(70歳以上)の合計(年度毎)
2 外出支援の充実	ゴールドIruCa保有率	70歳以上の人口に対するゴールドIruCa発行枚数の割合(年度毎)
	ノンステップバス導入率	市内バス事業者におけるノンステップバスの割合(年度毎)
3 安全で住みよい環境づくりの推進	高齢者の消費生活相談における解決割合(他機関への誘導を含む)	高齢者から寄せられた消費生活センターへの相談のうち、解決に導くことができた(他機関への誘導を含む)割合(年度毎)
	高齢者交通安全教室等参加者数	高齢者交通安全教室の参加者数(年度毎)
4 災害時の援護体制の充実	避難行動要支援者名簿の新規登録率	避難行動要支援者名簿の新規登録対象者のうち、登録希望者の割合(年度毎)
	コミュニティ単位の防災訓練のうち、避難所運営等訓練実施率	コミュニティ単位で実施された防災訓練のうち、避難所運営訓練等を行った地区の割合(年度毎)

2 日常生活圏域・地区・町名の一覧

日常生活圏域	地区	町名
① 中央西	日新	新北町、瀬戸内町、扇町3丁目
	二番丁	扇町1～2丁目、昭和町1～2丁目、サンポート、錦町1～2丁目、浜ノ町
	亀阜	旅籠町、中新町、天神前、中央町、中野町、亀岡町、番町4～5丁目、紫雲町、宮脇町1～2丁目、西宝町1～3丁目、茜町、西町、幸町、峰山町
	四番丁	田町、番町1～3丁目、玉藻町、丸の内、内町、寿町1～2丁目、西の丸町、西内町、兵庫町、古新町、磨屋町、紺屋町、鍛冶屋町、丸亀町、南新町、亀井町
② 中央東	新塩屋町	今新町、大工町、百間町、片原町、鶴屋町、本町、北浜町、朝日町1～6丁目、東浜町1丁目、城東町1～2丁目、朝日新町、通町、井口町、末広町
	築地	塩屋町、築地町、塩上町1～3丁目、八坂町、福田町、常磐町1丁目、瓦町1～2丁目、古馬場町、御坊町
	花園	塩上町、常磐町2丁目、多賀町1～3丁目、花園町1～3丁目、観光通1～2丁目、東田町、藤塚町、藤塚町3丁目、観光町、上福岡町
	松島	福岡町1～4丁目、松福町1～2丁目、松島町、松島町1～3丁目
	栗林	藤塚町1～2丁目、栗林町1～3丁目、桜町1～2丁目、楠上町1～2丁目、花ノ宮町1～3丁目、上之町1～3丁目、室町、室新町
	女木	女木町
	男木	男木町
③ 鶴尾	鶴尾	東八ヶ町、西八ヶ町、紙町、松並町、西春日町、勅使町、田村町、上天神町
④ 太田	太田	三条町、今里町、今里町1～2丁目、松縄町、伏石町
	太田南	太田下町、太田上町
⑤ 一宮	一宮	三名町、鹿角町、成合町、一宮町、寺井町
⑥ 香東	川岡	川部町、岡本町
	円座	円座町、西山崎町
	檀紙	檀紙町、御厩町、中間町
⑦ 木太	木太	木太町

日常生活圏域	地 区	町 名
⑧ 古高松	古高松	春日町、新田町、高松町
⑨ 屋島	屋島	屋島東町、屋島中町、屋島西町
⑩ 協和	前田	前田西町、前田東町、亀田町
	川添	元山町、東山崎町、下田井町
	林	林町、六条町、上林町
⑪ 龍雲	三谷	三谷町
	仏生山	仏生山町
	多肥	多肥下町、多肥上町、出作町
⑫ 山田	川島	由良町、川島本町、川島東町
	十河	小村町、亀田南町、十川西町、十川東町
	西植田	池田町、西植田町
	東植田	東植田町、菅沢町
⑬ 勝賀・ 下笠居	香西	香西本町、香西東町、香西南町、香西西町、香西北町
	弦打	郷東町、鶴市町、飯田町
	鬼無	鬼無町藤井、鬼無町是竹、鬼無町佐料、鬼無町佐藤、鬼無町山口、鬼無町鬼無
	下笠居	神在川窪町、植松町、中山町、生島町、亀水町
⑭ 塩江	塩江	塩江町上西甲、塩江町上西乙、塩江町安原上、塩江町安原上東、塩江町安原下、塩江町安原下第1～3号
⑮ 香川	香川	香川町大野、香川町寺井、香川町浅野、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町東谷、香川町安原下第1・3号
⑯ 香南	香南	香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光
⑰ 牟礼	牟礼	牟礼町牟礼、牟礼町大町、牟礼町原
⑱ 庵治	庵治	庵治町
⑲ 国分寺	国分寺	国分寺町新居、国分寺町国分、国分寺町福家、国分寺町新名、国分寺町柏原

3 地域包括支援センター・老人介護支援センター

お住まいの地区	高松市		老人介護支援センター		
	名称、所在地、電話番号	名称	所在地	電話番号	
日新 二番丁 亀阜 四番丁 新塩屋 築地 花園 松島 栗林 女木 男木 木太	高松市地域包括支援センター 桜町一丁目9-12 ☎839-2811	さぬき	宮脇町二丁目37-21	831-4498	
		あかね	西町4-1	834-1165	
		玉藻荘	北浜町7-10	811-4670	
		はなその園	上福岡町2004-1	837-0307	
		高松市社会福祉協議会	福岡町二丁目24-10	806-0500	
		法寿苑	木太町3308	832-5400	
		さくら荘	林町76-14	868-0720	
鶴尾 太田 太田南 一宮 川岡 円座 檀紙	サブセンター一宮 一宮町503-40 ☎885-4481	西春日	西春日町1510-1	869-1230	
		おりいぶ荘	太田下町2020-1	815-1818	
		一宮の里	一宮町875	886-5777	
		岡本荘	岡本町527-1	885-3333	
		大寿苑	鬼無町鬼無882-2	881-6565	
三谷 仏生山 多肥 川島 十河 西植田 東植田 前田 川添 林	サブセンター山田 川島本町191-13 ☎848-6451	竜雲舜虹苑	仏生山町甲3100-2	889-1091	
		なでしこ香川	多肥上町1423-1	815-2000	
		すみれ荘	十川西町1234-1	848-0852	
		高松さんさん荘	西植田町4212-1	849-1333	
		さくら荘	林町76-14	868-0720	
		弘恩苑	前田西町683-7	847-3131	
香西 弦打 鬼無 下笠居	サブセンター勝賀 香西南町476-1 ☎882-7401	ヨハネの里	鶴市町241	802-3126	
		大寿苑	鬼無町鬼無882-2	881-6565	
		ハピネス	中山町741-1	881-8666	
香川 香南 塩江	サブセンター香川 香川町川東上1865-13 ☎879-0991	高松市社会福祉協議会香川	香川町大野450	840-5133	
		高松市社会福祉協議会香南	香南町横井1028	879-7294	
		高松市社会福祉協議会塩江	塩江町安原上東99-1	893-0440	
牟礼 庵治 古高松 屋島	サブセンター牟礼 牟礼町牟礼302-1 ☎845-5711	守里苑	牟礼町牟礼2321-14	845-4417	
		あじの里	庵治町4151-7	870-3500	
		香色苑	高松町1350-22	844-9280	
		逅里苑	屋島東町408-1	844-8617	
国分寺	サブセンター国分寺 国分寺町新居1298 ☎874-8961	高松市社会福祉協議会国分寺	国分寺町新居1150-1	875-9294	

※高松市地域行政組織再編計画に定める総合センターでの総合的な窓口機能の充実を図るために、総合センターの開設に合わせ、地域包括支援センターを統廃合し、段階的に総合センターに移転する予定です。

4 計画策定の経過

日付		会議等	内容
2019 (R元)	6/1 8/31	在宅介護実態調査	市民意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 調査期間：6月1日～8月31日 調査対象者：1,045人
	10/31	令和元年度第1回高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について 第8期高松市高齢者保健福祉計画の策定について 第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の実施について
	12/2 12/27	高齢者の暮らしと介護に関するアンケート	市民意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 調査期間：12月2日～12月27日 調査対象者：6,800人（有効回収数 3,757）
2020 (R2)	2/3 2/27	高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会委員の募集	委員公募の実施 <ul style="list-style-type: none"> 募集人員：4人 募集期間：2月3日～2月27日
	6/25	令和2年度第1回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画の策定スケジュール等について 第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果報告について
	7/31	令和2年度第1回高松市高齢者福祉推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について 第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果について 第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子（案）について （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とする）
	8/3	令和2年度第1回高松市高齢者福祉推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> 第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について 第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果について 第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子（案）について

日 付		会議等	内 容
2020 (R2)	8/7	政策会議	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子(案)について
	8/27	令和2年度第2回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第7期高松市高齢者保健福祉計画の進捗状況について 第8期高松市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査の結果について 第8期高松市高齢者保健福祉計画の骨子(案)について
	11/26	令和2年度第2回高松市高齢者福祉推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画の素案について(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とする)
	12/1	令和2年度第2回高松市高齢者福祉推進本部会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画の素案について
	12/25	政策会議	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画の素案について
2021 (R3)	1/21	令和2年度第3回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画素案について(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議とする)
	1/27	高松市議会教育民生調査会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画素案について
	1/28 2/24	第8期高松市高齢者保健福祉計画素案についての意見募集(パブリックコメント)	<p>パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見募集期間：1月28日～2月24日
	2/25	令和2年度第4回高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第8期高松市高齢者保健福祉計画素案について 指定地域密着型サービス事業所の指定等について 指定地域密着型サービス事業予定者の公募選定結果について 地域ケア会議
	3		第8期高松市高齢者保健福祉計画策定

5 高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会設置要綱

高松市介護保険制度運営協議会設置要綱（平成18年2月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条に規定する介護保険事業計画の策定等に当たり、広く市民の意見を聴くため、並びに本市における地域包括支援センター事業及び地域密着型サービス事業に関し公正性及び中立性を確保しつつその円滑かつ適正な運営を図るため並びに法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に資するため並びに法第115条の48第1項に規定する会議及び高松市生活支援体制整備事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第5条第1項に規定する協議体（同要綱第4条第1項第1号の区域の協議体に限る。）として、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 前条に規定する老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置、運営等に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの運営等に関すること。
- (4) 法第115条の45第1項に掲げる事業を実施する体制の整備に関すること。
- (5) 法第115条の45第2項第3号に掲げる事業の効果的な実施に関すること。
- (6) 法第115条の45第2項第5号に規定する事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護（予防）サービス提供事業者及び職能団体の関係者
- (2) 介護保険被保険者
- (3) 地域における権利擁護又は相談事業を担う関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、高齢者保健福祉、介護保険制度又は地域ケアに関し識見を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 協議会に特別の事項を協議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議が終了したとき又は第4条第1項に規定する委員の任期が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 臨時委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(部会)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事等)

第9条 協議会に幹事を置き、健康福祉局長、健康福祉局参事（健康都市づくり担当）、健康福祉局長寿福祉部長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課長、健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課主幹（地域包括ケア推進担当）、健康福祉局長寿福祉部介護保険課長及び健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター長をもって充てる。

2 幹事は、協議会の会議に出席し、意見等を述べることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に幹事以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、会議において知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。委員又は臨時委員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、次の各号に掲げる所掌事項の区分に応じ、当該各号に掲げる所属が行う。

(1) 第2条第1号、第4号及び第6号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部福祉事務所長寿福祉課

(2) 第2条第2号及び第5号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部地域包括支援センター

(3) 第2条第3号に掲げる所掌事項 健康福祉局長寿福祉部介護保険課

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は同年2月1日から施行する。

(高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱の廃止)

- 2 高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会設置要綱（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

(招集の特例)

- 3 この要綱による最初の協議会の会議は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(準備行為)

- 4 第3条に定める委員を委嘱するために必要な準備行為は、この要綱の施行前にも行うことができる。

高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会委員名簿

	氏 名	役 職 名
会 長	山下 隆 資	香 川 大 学 名 誉 教 授
職務代理	虫 本 光 徳	高 松 市 医 師 会 理 事
委 員	石 川 満 枝	高 松 市 婦 人 団 体 連 絡 協 議 会 事 務 局 長
	上 田 利 枝	公 募 委 員
	植 中 公 幸	公 募 委 員
	梅 村 謙 二	高 松 市 歯 科 医 師 会 会 長
	喜 田 清 美	高 松 市 保 健 委 員 会 連 絡 協 議 会 会 長
	喜 多 敬 三	一 般 社 団 法 人 高 松 市 コ ミ ュ ニ テ ィ 連 合 会 理 事
	小 西 啓 太	高 松 市 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 連 絡 協 議 会 会 長
	近 藤 有 紀	公 募 委 員
	鈴 木 佳 菜 子	公 募 委 員
	田 中 邦 代	香 川 県 看 護 協 会 専 務 理 事
	田 中 克 幸	高 松 市 社 会 福 祉 協 議 会 常 務 理 事
	野 上 貴 史	高 松 市 老 人 福 祉 施 設 協 議 会 副 会 長
	萩 池 愛 子	高 松 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 副 会 長
	古 川 有 希 子	高 松 市 指 定 通 所 介 護 事 業 者 連 絡 協 議 会 会 長
	前 田 峻 司	高 松 市 民 生 委 員 児 童 委 員 連 盟 会 長
松 村 雅 彦	高 松 市 指 定 訪 問 介 護 事 業 者 連 絡 協 議 会 理 事	
三 瀬 誠	香 川 県 社 会 福 祉 士 会 会 長	
元 木 泰 史	高 松 市 薬 剤 師 会 会 長	

(委員は五十音順)

6 高松市高齢者福祉推進本部会要綱

(目的及び設置)

第1条 高齢者福祉に関する各種行政施策・事業の効果的かつ総合的な展開と柔軟な執行体制の確保を図るため、高松市高齢者福祉推進本部会（以下「本部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項を処理する。

- (1) 高齢者福祉に関する施策の総合的な検討及び推進に係ること。
- (2) 高齢者福祉に関する施策についての各部局間における連絡調整に係ること。
- (3) その他高齢者福祉に関する重要事項に係ること。

(組織)

第3条 本部会は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充て、会長が必要と認めるときは、同表に掲げる職にある者以外の職員を委員に充てることができる。

3 会長は、本部会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見等を聴くことができる。

(連絡会の設置)

第5条 第2条各号に掲げる事項を調査研究するため、本部会に高松市高齢者福祉推進連絡会を置く。

(庶務)

第6条 本部会の庶務は、健康福祉局長寿福祉部長寿福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会 長	健康福祉局長
副 会 長	健康福祉局参事（健康都市づくり担当）
委 員	市民政策局長
	総務局長
	財政局長
	環境局長
	創造都市推進局長
	都市整備局長
	消防局長
	病院局長
	教育局長

7 高松市高齢者福祉推進連絡会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市高齢者福祉推進本部会要綱（平成2年6月1日施行）第5条に規定する高松市高齢者福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充て、幹事長が必要と認めるときは、同表に掲げる職にある者以外の職員を幹事に充てることができる。

3 幹事長は、連絡会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名した幹事が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 連絡会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見等を聴くことができる。

3 幹事長は、必要に応じて、連絡会に作業部会を設けることができる。

(報告)

第4条 幹事長は、必要に応じて、連絡会における調査研究の結果等について、高松市高齢者福祉推進本部会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この要領は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成29年1月11日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	局 名	職 名
幹事長	健 康 福 祉 局	長寿福祉部長
幹事	市 民 政 策 局	政策課長、コミュニティ推進課長、くらし安全安心課長
	総 務 局	危機管理課長、広聴広報課長
	財 政 局	財政課長
	健 康 福 祉 局	健康福祉総務課長、健康福祉総務課地域共生社会推進室長、国保・高齢者医療課長、障がい福祉課長、生活福祉課長、長寿福祉課長、長寿福祉課（地域包括ケア推進担当）主幹、介護保険課長、地域包括支援センター長、子育て支援課長、こども女性相談課長、こども家庭課長、こども園総務課長、こども園運営課長、こども未来館副館長、保健予防課長、生活衛生課長、保健医療政策課長、健康づくり推進課長
	環 境 局	環境総務課長
	創 造 都 市 推 進 局	産業振興課長、スポーツ振興課長
	都 市 整 備 局	都市計画課長、都市計画課住宅・まちづくり推進室長、交通政策課長、市営住宅課長
	消 防 局	予防課長
	病 院 局	みんなの病院事務局総務課長
	教 育 委 員 会 局	学校教育課長、生涯学習課長

8 用語の説明

【あ行】

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。

【か行】

介護医療院

増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設。

介護サービス相談員

サービス利用者の話を聞き、必要に応じてその内容を施設・事業者・行政に伝えることで、利用者の権利擁護やサービスの質の向上につなげることを目的とする、サービス利用者・サービス提供者・行政機関の橋渡し役。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が、状態に合わせて適切なサービスを利用できるよう、居宅介護支援（介護予防支援）によるサービス計画（ケアプラン）を作成したり、市や事業者との連絡調整を行う専門職。

介護職員処遇改善加算

介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算で、加算を取得した事業者は、介護職員の研修機会の確保や雇用管理の改善等とともに、加算の算定額に相当する賃金改善を実施することが必要。

介護認定審査会

コンピューター判定による一次判定結果と、認定調査票の記述部分である「特記事項」、「主治医意見書」の3種類の資料を基に、要介護認定基準に照らして、要介護度を最終的に診査判定（二次判定）する機関。

介護福祉士

身体上又は精神上的の障がいがある人等に対し、心身の状況に応じた介護や指導を行う専門職であり、在宅サービス、施設サービスを通じて中心的な役割を果たす。

介護予防・日常生活支援総合事業

地域支援事業の1つであり、介護が必要となるおそれのある人や要支援者に対し、介護予防サービスや生活支援サービス等を一体的に提供する事業。2014（平成26）年の介護保険法改正により、2017（平成29）年10月に、従来の予防給付から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に完全移行した。

介護療養型医療施設

施設サービス計画に基づいて、入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とした介護保険施設（廃止期限は2017（平成29）年度末。ただし、2023（令和5）年度末まで経過措置あり。）。

介護老人福祉施設

施設サービス計画に基づいて、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な要介護者に対し、日常生活上の支援や機能訓練等の療養上の介護を行うことを目的とした介護保険施設（原則、要介護3以上の人が対象。）。

介護老人保健施設

施設サービス計画に基づいて、病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な要介護者に対し、居宅生活への復帰を目指して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを目的とした介護保険施設。

過活動膀胱

膀胱が過敏になり、自分の意に反して収縮してしまう病気で、最も特徴的な症状として、尿意切迫感（排尿したくて我慢がきかない状態）がある。

喀痰塗抹陽性者

採取した痰の中に結核菌等が含まれていないかを顕微鏡で観察する検査方法において、陽性と判定された人。

看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟で効果的かつ効率的なサービスを提供する地域密着型サービス。

居宅介護支援

在宅の要介護者が、介護保険からの在宅サービスや、保健・医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、個々の心身の状況や家庭環境、利用希望等を勘案して総合的なサービス計画を作成するとともに、作成された計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整、その他便宜の提供を行うサービス。

居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、在宅での療養生活を送るために必要な療養上の管理及び指導を行うサービス。

結核予防週間

厚生労働省が定める、結核に関する正しい知識の普及啓発を図る期間（毎年9月24日～30日）。

ケアマネジメント

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標や、課題解決に至る道筋と方向を明らかにし、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。

健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

公共施設利用総合情報システム

市民の様々な生涯学習を支援するため、インターネットに接続された家庭のパソコン、公共端末、携帯電話を使って、体育施設や文化施設等の公共施設の空き状況照会や予約申込等ができるシステム。

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

高齢者が地域の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運営面で高齢者が利用しやすいよう配慮された公営住宅。トイレや浴室等は高齢者が使いやすい構造となっており、緊急通報システムを設置するなど安全面でも工夫がなされている。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者（市町村及び国民健康保険組合）が共同でその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的に設立された公法人。設立に当たっては都道府県知事の認可を必要とし、全国47都道府県にそれぞれ設立されている。

コーホート変化率法

「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいう。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

コミュニティセンター

地域コミュニティ活動の活性化を図るため、地区公民館をコミュニティセンターとして整備している。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

入居者の安否確認及び生活相談サービスが必須のサービスで、バリアフリー構造や一定の面積、設備等が定められている住宅。

サービス利用対象者の弾力化

介護保険制度の見直しに関する意見（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことを受け、第1号事業（総合事業）の対象者に、第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を加えること。

市政出前ふれあいトーク

市政の仕組みや現在取り組んでいる事業・施策・今後の検討課題等について、職員が地域へ出向いて説明する事業。

出現率法

「出現率」とは、過去におけるその事象が発生する頻度のことをいう。「出現率」を求め、それに基づき将来人数を推計する方法。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」によって創設された専門職。専門的知識と技術をもって、心身や環境上の理由によって、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導等の援助を行う。

重層的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業）

令和3年4月1日から施行される改正社会福祉法に基づく事業で、高齢・障がい・子育て・生活困窮分野の相談支援や地域づくりに係る既存事業を一体的に実施するとともに、多機関協働・アウトリーチを通じた継続的支援・参加支援といった新たな機能を追加し、市町村全体で包括的な支援体制を構築していくもの。

主任介護支援専門員

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を有し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対するケアプラン作成技術の指導等、包括的・継続的ケアマネジメント支援の中核的な役割を担う専門職で一定の研修を修了した人。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟で効果的かつ効率的なサービスを提供する地域密着型サービス。

消費者ウィーク

「消費者の日」（5月30日）を含む1週間。消費者への情報提供と消費者教育・啓発を積極的に推進するため、各種事業を実施している。

消費者被害

悪質商法等により、商品・サービスを製造・供給する事業者が消費者に対して不利益や損失、被害を発生させること。

生活支援コーディネーター

介護予防・日常生活支援総合事業において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築とその充実を目的に、①資源開発、②ネットワークの構築、③支え合いの体制づくりに関する周知啓発といったコーディネート機能を担う人。

生活習慣病

食生活、運動、休養、飲酒、喫煙等の生活習慣が、その発症・進行に関与する症候群。発症のうち、「加齢」に着目した「成人病」に対し、生活習慣病は「生活習慣」に着目した考え方で、脳卒中、高血圧、心臓病、がん、骨粗しょう症、歯周病等が挙げられる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

総合的な学習の時間

2002（平成14）年度から始まった教育活動で、地域や学校の特色に応じて創意工夫をこらし、国際理解、情報、環境、福祉・健康等について学習する時間。

ソーシャルワーク

人々が日常生活を営む上で、課題を自ら解決し、豊かな暮らしを可能にすることを旨とするため、福祉の専門技術や知識を持つソーシャルワーカーによって展開される援助技術。

【た行】

第三者評価

事業者の提供するサービスの質について、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。

第6次高松市総合計画

目指すべき都市像を「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」とし、2023（令和5）年度を目標年次とする、高松市の総合的かつ長期的展望に立った市政推進の基本指針として策定された計画。

高松版生涯活躍のまち構想

地域コミュニティ協議会を軸に、移住者を含むアクティブシニアが、地域に溶け込み、多世代の地域住民と交流をしながら、自らの経験やスキルを生かして生涯健康で生きがいを持って活躍できるまちづくりの全市的な展開を目指す構想。

短期入所生活介護

在宅の要介護者等が、老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活並びに機能訓練を受けるサービス。

短期入所療養介護

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練並びに日常生活上の世話を受けるサービス。

地域医療構想

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）のため、医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それを基に、地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を医療計画において策定するものとされる。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域コミュニティ協議会

高松市自治基本条例第23条に規定される公益団体。市民が地域の個性を生かし、自主的、自立的に地域のまちづくりに取り組むため、その地域に住む人や団体などを構成員とし、一つの地域に一つに限り市長が認定する民主的に運営される組織。

地域支援事業費

市町村が、介護給付や予防給付といった個別の保険給付とは別に、要介護・要支援認定の有無にかかわらず被保険者を対象とし、事業という形で要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスを提供するための費用。

地域福祉ネットワーク会議

高松市においては各地域コミュニティ協議会単位で設置する第2層協議体のことで、生活支援コーディネーターの働きかけにより、住民主体による地域の課題解決に向けた検討を行うために設置される会議。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるよう、地域の実情に沿って「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供するための体制のことで、2011（平成23）年の介護保険法改正により、各市区町村による構築が義務化されている。また、地域共生社会の実現に向けて、対象者を高齢者に限らず、障がい者や子ども・子育て家庭等にも広げることができるよう、同システムの深化・推進が求められている。

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴等の介護や機能訓練を日帰りで受けるサービス。

中核機関

高松市から委託を受けた、高松市社会福祉協議会権利擁護センターにおいて、地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度の広報や相談、利用促進を行う。協議会を市とともに運営し、専門職団体等の地域連携体制を構築する。

通所介護

在宅の要介護者等が、デイサービスセンターへ通い、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話並びに機能訓練を受けるサービス。

通所リハビリテーション

在宅の要介護者等が、介護老人保健施設、病院、診療所へ通い、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けるサービス。

つながる福祉相談窓口

地域の行政組織の中核として、市民に身近で幅広い行政サービスを提供する各総合センター等に、福祉の総合相談窓口として設置し、制度・分野にかかわらず幅広く相談を受け、関係機関へのつなぎを行うことで、住民サービスの向上を図る。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、日中・夜間を通して、定期的な巡回により、又は随時通報を受けて、居宅において介護及び看護を介護サービスとして行う地域密着型サービス。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している要介護者等に対し、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の介護を行うサービス。ただし、介護専用型の場合、利用は要介護者に限られる。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会において、福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理を行う事業。

認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。

認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練を行う地域密着型サービス。

認知症対応型通所介護

認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、日常生活の世話や専門的なケアを受けられるサービス。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。

認定調査

要介護（要支援）認定の申請があった場合に、市等の認定調査員が被保険者宅を訪問して実施する、認定に必要な本人の心身状態等の調査。

【は行】

パブリックコメント

基本的な政策等を策定する際、その政策等の趣旨、目的、内容をホームページ等で公表して意見を募集し、寄せられた意見を考慮して、最終的な意思決定をすること。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会参加をする上で、障がい（バリア）となるものが除去され、自由に社会参加できるようなシステムづくりの概念。

避難行動要支援者名簿

災害発生時等に、名簿情報を避難支援等関係者に提供することにより、実効性のある避難支援が行えるよう、2013（平成25）年の災害対策基本法の改正で、市町村に作成が義務づけられた。

フレイル

高齢期の虚弱のことで、病名ではなく、心身の活力が低下し、健康障害や介護が必要になる状態になる危険性の高い状態をいう。フレイル予防には、適度な運動やバランスのとれた食事、社会参加等が大切とされている。

訪問介護

訪問介護員が要介護者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の世話をを行うサービス。

訪問看護

訪問看護ステーションの看護師等が、かかりつけの医師の指示により在宅の要介護者等を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

在宅の要介護者等に対し、移動入浴車等により訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

訪問リハビリテーション

心身機能低下のために寝たきり、又はこれに準ずる状態になった在宅の要介護者等に対し、リハビリテーション専門の職員（理学療法士、作業療法士）が居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

【ま行】

まるごと福祉相談員

高松市から委託を受けた市社会福祉協議会の福祉専門職（社会福祉士・ケアマネジャー等）。地域の拠点へ出向き、情報収集や戸別訪問を行うなど、アウトリーチを実施し、困り事を抱える個人や世帯の相談支援を行う。また、世帯全体の課題を整理し、必要な支援をコーディネートするとともに、関係機関と連携し、定期的に状況を見守りながら困り事の解決を目指す。

メールマガジン

電子メールを利用して発行される雑誌。ホームページから購読申込すると、定期的又は不定期に、購読者宛に電子メールで配信される。本市においては、健康情報や文化情報等、6種類の中から利用者が選択できる。

【や行】

夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問又は随時通報により、要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話などを行うサービス。

有料老人ホーム

高齢者を対象とした住居のことであり、介護、食事の提供、生活支援等のサービスを提供する施設。

【ら行】

レスパイトケア

介護の必要な高齢者や障がい者のいる家族への様々な支援を指す。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的とする。

【わ行】

WAMNET（ワムネット）

独立行政法人福祉医療機構が運営する保健・医療・福祉・介護関連の情報を総合的に提供するための全国的な情報ネットワークの名称。

9 参考資料

●圏域別カルテに示したリスク状況の判定方法

高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査結果のうち、65歳以上の高齢者（要介護1～5の認定者を除く）の回答について、下記の方法でリスクの判定をしています。

(1) 運動器の機能低下・・・問5～9について、該当選択肢を回答した質問が3つ以上ある場合

問5	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「3.できない」
問6	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「3.できない」
問7	15分位続けて歩いていますか	「3.できない」
問8	過去1年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 「2.1度ある」
問9	転倒に対する不安は大きいですか	「1.とても不安である」 「2.やや不安である」

(2) 転倒リスク・・・問8について、該当選択肢を回答した場合

問8	過去1年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 「2.1度ある」
----	-------------------	-----------------------

(3) 閉じこもり傾向・・・問10について、該当選択肢を回答した場合

問10	過去1年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 「2.1度ある」
-----	-------------------	-----------------------

(4) 低栄養状態・・・問14について、BMI値が18.5未満であり、かつ、問20について、該当選択肢を回答した場合

問14	身長、体重（ $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$ ）	$BMI < 18.5$
問20	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	「1.はい」

(5) 口腔機能低下・・・問15～17について、該当選択肢を回答した質問が2つ以上ある場合

問15	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「1.はい」
問16	お茶や汁物等でむせることがありますか	「1.はい」
問17	口の渇きが気になりますか	「1.はい」

(6) 認知機能の低下・・・問22について、該当選択肢を回答した場合

問22	物忘れが多いと感じますか	「1.はい」
-----	--------------	--------

(7) うつ傾向・・・問53、54について、該当選択肢を回答した質問がある場合

問53	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	「1.はい」
問54	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	「1.はい」

第8期 高松市高齢者保健福祉計画

発行年月：2021（令和3）年3月

発行：高松市

高松市健康福祉局長寿福祉部

長寿福祉課 電話:839-2346 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

介護保険課 電話:839-2326 //

地域包括支援センター 電話:839-2811 〒760-0074 高松市桜町一丁目9番12号

※ 計画の詳しい内容については、高松市ホームページでご覧いただけます。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/keikaku/sonota/korei_fukushi/8thkeikaku.html

